

議案第4号みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等
の一部を改正する条例に対する修正案

議案第4号みよし市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第1条中「同表常任委員長の項中「397,000円」を「402,000円」に改め、同表特別委員長の項中「397,000円」を「402,000円」に改め」を「同表常任委員長の項及び特別委員長の項を削り」に修正する。